

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IAS 第 38 号「無形資産」  
販売促進活動のために取得した物品**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、販売促進活動のために取得した物品に関する IAS 第 38 号「無形資産」（以下「IAS 第 38 号」という。）の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的として作成している。

## II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、製薬会社から医師に対して引き渡す高価な販促品（冷蔵庫、エアコン及び時計など）を期末近くに購入し、期末時点では引き渡していない場合に、当該販促品についてどのように会計処理すべきかについて明確化を求める要望書を受け取った。

（見解）

3. 要望書の提出者は、次の 2 つの見解を示した。

(1) 見解 A：購入時点において資産を認識し、引き渡した時点で費用処理する。

（理由）

- ・ 購入した物品を資産として認識するかどうかについては決める時点では、IAS 第 38 号は関連性がない。なぜなら、購入した時点においては、販促品として購入したとしても、製薬会社はその後別の目的で販促品を使用することも可能であり、有形固定資産、棚卸資産及びその他の資産かどうかの評価に判断は伴うが、資産の定義は満たす。

(2) 見解 B：購入時点において費用処理する。

（理由）

- ・ IAS 第 38 号第 69 項(c)では、企業は広告宣伝及び販売促進活動に関する支出が発生した時に費用として認識する、と規定している。

### III. 2017年6月のIFRS-IC会議における議論

#### アウトリーチ活動の結果

4. 大半の回答者は、そのような取引は回答者の法域ではあまり発生していないと回答した。また、一部の回答者は、法域において高価品の引き渡しを規制していることが影響していると述べた。

#### IASB スタッフの分析

5. IASB スタッフは、要望書の提出者の質問についての次の分析に基づき、本論点をアジェンダとして取り上げないことを提案している。

(アジェンダとして取り上げない理由)

6. 販促品の場合、企業はIAS第38号第69項を適用し、販促品に係る支出を、それらの財にアクセスする権利を有した時点で費用として認識し、また、IAS第38号第69A項において、企業は財の保有時にそれらにアクセスする権利を有している、と規定されているため、販促品をいつ医師へ引き渡すかに関係なく、その販促品を保有した時に、販促品に係る支出を費用として認識する、とIASB スタッフは考えているためである。

#### IFRS-IC 会議での議論の結果

7. IASB スタッフのアジェンダとして取り上げないとする提案について、IFRS-IC のメンバーの大半から同意する意見が聞かれた。
8. 議論の結果、スタッフ提案どおり、アジェンダとして取り上げないことが決定され、アジェンダ決定案が公表されている(公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙1に記載している)。

#### 今後の予定

9. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2017年8月21日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以上

(別紙1)

2017年6月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

**IAS第38号「無形資産」 販売促進活動のために取得した物品**

委員会は、販売促進活動の一環として配布する物品を企業がどのように会計処理するのかの明確化を求める要望を受けた。要望提出者は、製薬企業が販売促進活動の一環として医師に配布するための物品（冷蔵庫、空調機器、時計など）を取得する状況を記述していた。要望提出者は、報告日現在で未配布のままとなっているこのような物品を企業がどのように会計処理するのかを質問した。

企業が宣伝又は販売促進活動を行うために使用する物品を取得する場合に、IAS第38号のBC46B項は、そのような物品にはそれらの活動を行うこと以外に目的はないと説明している。言い換えると、それらの物品の企業にとっての唯一の便益は、ブランド又は顧客関係を開発又は創出することであり、それが収益を生み出す。しかし、IAS第38号を適用して、企業は自己創設のブランド又は顧客関係を認識しない。

したがって、IAS第38号の第69項は、販売促進活動だけのために取得したそのような物品にアクセスする権利を企業が有している場合には、当該物品に対する支出を企業が費用として認識することを要求している。IAS第38号の第69A項は、企業は物品を所有している場合にはそれにアクセスする権利を有していると述べている。したがって、企業は、これらの物品を所有しているか、又はそれ以外で、当該物品を配布するかどうかに関係なくそれにアクセスする権利を有している場合には、当該物品に対する支出を費用として認識する。

委員会は、IFRS基準の要求事項が、要望書に記述された物品を企業が会計処理するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを〔決定した〕

(別紙2)

**関連する基準等****IAS 第 38 号「無形資産」**

69 場合によっては、将来の経済的便益を提供する支出が企業に発生したが、認識できるような無形資産又はその他の資産の取得や創出がないことがある。財の供給の場合には、企業は、このような支出を、それらの財にアクセスする権利を有した時点で費用として認識する。サービスの供給の場合には、企業は、当該支出をサービスの受取時に費用として認識する。例えば、研究に関する支出は、企業結合の一部として取得した場合を除いて、発生時に費用として認識される（第 54 項参照）。このほか、発生時に費用として認識される支出の例として、次のものがある。

- (a) 開業準備活動に関する支出（すなわち、開業準備費）。ただし、この支出を IAS 第 16 号に従って有形固定資産項目の取得原価に含める場合を除く。開業準備費の内訳としては、法人の設立に際し発生する法務及び事務のコストなどの設立費、新規の施設又は事業を開始するための支出（すなわち、開業前コスト）あるいは、新規業務の開始や新しい製品又は工程の開始のための支出（すなわち、操業前コスト）がある。
- (b) 訓練活動に関する支出
- (c) 広告宣伝及び販売促進活動に関する支出（通信販売のカタログを含む）
- (d) 企業の一部又は全体の移転又は組織変更に関する支出

69A 企業は、財の保有時にそれらにアクセスする権利を有している。同様に、財が供給契約の条件に従って供給者により組み立てられ、企業が支払と交換にそれらの引渡しを要求できる時は、企業は財にアクセスする権利を有する。サービスを受け取るのは、それらを企業に提供する契約の条件に従って供給者が履行した時であり、企業がそれらを他のサービスを提供する（例えば、顧客に広告を提供する）ために使用する時ではない。

以 上